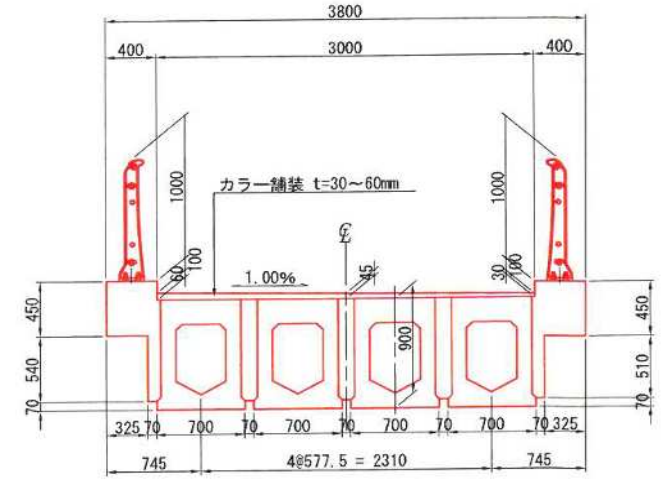
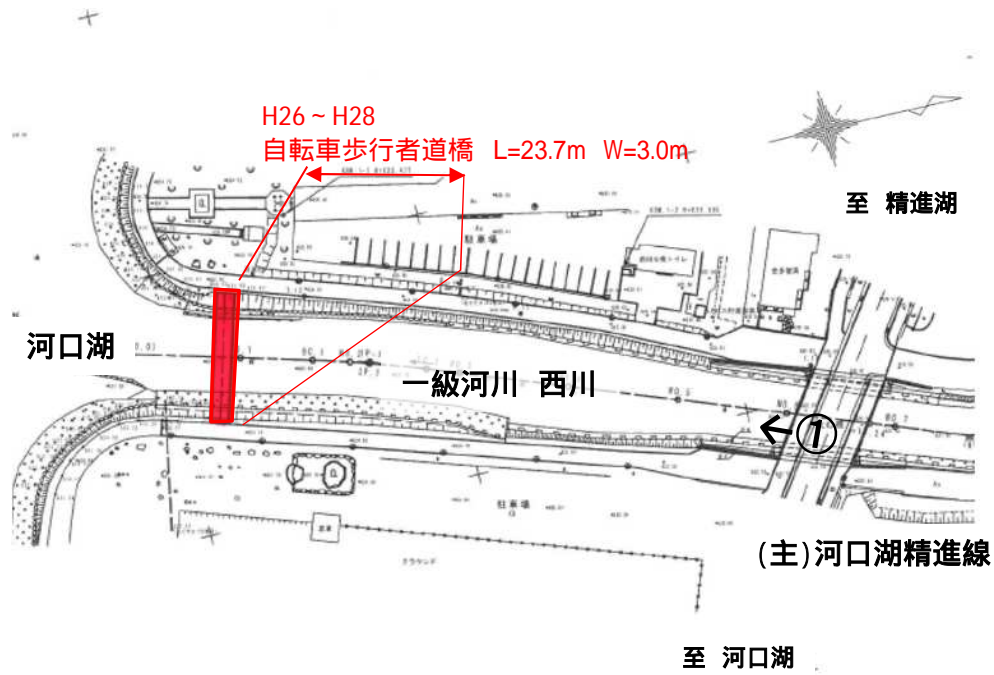


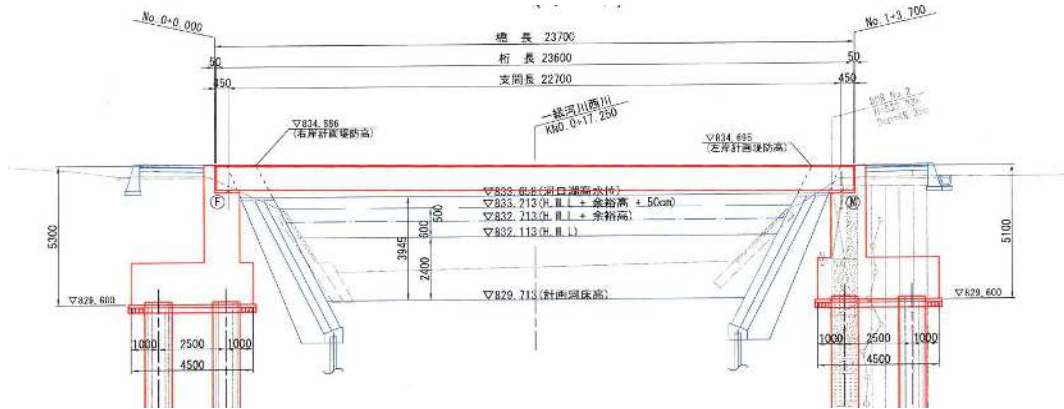
1. 事業評価説明シート

事業名	道路事業 [広域連携道路修繕事業 (国補)]	事業箇所	南都留郡富士河口湖町河口	地区名	(主) 河口湖精進線	事業主体	山梨県
(1) 事業概要		(2) 整備内容と整備量		(3) 事業の妥当性評価			
課題・背景 主要地方道河口湖精進線は、南都留郡富士河口湖町河口を起点とし、南都留郡富士河口湖町精進に至る幹線道路であり、第2次緊急輸送道路に指定されている。当該箇所は、河口湖湖畔の遊歩道で、河口湖美術館をはじめ、観光施設、飲食施設、宿泊施設等が多く立地している。また、年間を通してイベントが開催されており、大勢の観光客が訪れているが、一級河川西川には、自転車歩行者道橋が未整備であり、観光客の利便性が損なわれている。 自転車歩行者道橋を整備することにより、河口湖周辺に訪れる観光客の利便性の向上を図るものである。		整備内容 自転車歩行者道橋 L = 23.7m W = 3.0m		妥当・妥当でない 公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) <input type="text"/> <input type="text"/> ・一般通行の用に供する県道であり、極めて公共性が高い。			
整備目標・効果 主要目標 歩行者等の通行空間の確保 ・歩行者・自転車交通量 1,626人台/12h(実測) > 71人台/12h以上 ・主要駅からの距離 4.3km > 概ね1km以内 ・他事業との連携 有 西川河川事業 評価基準値		整備期間 平成26年度～平成28年度 総事業費 約160百万円(国費72百万円(4.5/10)県費88百万円(5.5/10)) 全体計画 (年度別整備内容) (事業費) 平成26年度 測量・調査・設計・下部工(A1側)・取付護岸 70百万円 平成27年度 下部工(A2側)・取付護岸 60百万円 平成28年度 上部工一式 30百万円		事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) <input type="text"/> <input type="text"/> ・県管理道路で、道路法第15条の規定により県が実施すべきである。			
副次目標 -		既整備内容・期間・事業費 なし		経済妥当性 <input type="text"/> <input type="text"/> ・自転車歩行者道橋の整備であり、局部的な工事のためB/Cは算出せず。			
副次効果 -				事業実施・規模の妥当性 <input type="text"/> <input type="text"/> ・必要最低限の規格を確保した計画であり経済性に優れている。			
				整備手法の有効性 <input type="text"/> <input type="text"/> ・自転車利用者及び歩行者の安全・利便性を考えるうえで、効率的かつ経済的な手法である。			
				環境負荷への配慮 <input type="text"/> <input type="text"/> ・設計にあたり環境への影響が最小限となるように計画する。			
				事業計画の熟度 <input type="text"/> <input type="text"/> ・地元より早期事業化の要望あり			
				総合評価 [貢献度ランク:b] <input type="text"/> <input type="text"/>			
				【事業位置図等】 H26～H28 自転車歩行者道橋 L=23.7m W=3.0m 			

2. 添付資料シート



標準横断面図



西川上流から架橋位置を望む